

## 地域公共交通確保維持事業について

### 1. 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）について

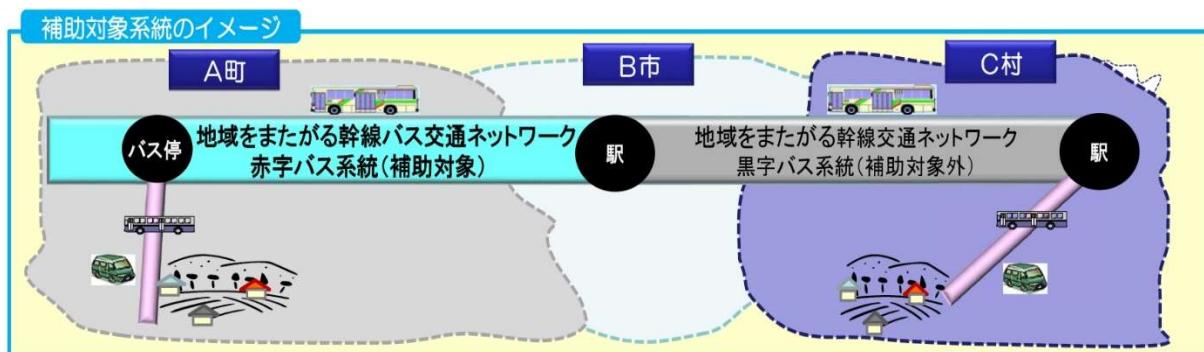
#### (1) 概要

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について国が支援を行っています。

支援を受けるためには、毎年補助計画を策定する必要があり、この計画を三重県地域公共交通協議会が策定し、国に提出しています。

#### (2) 主な補助要件

- ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。
- ・1日当たりの輸送量が15人～150人見込まれること。
- ・複数市町村にまたがる系統であること。（平成13年3月31日時点で判定）
- ・経常赤字が見込まれること。



#### (3) 亀山市内を運行する地域間幹線系統

路線名	1日当たりの運行回数	1日当たりの輸送量	目的・必要性
亀山国府線	8.6回	18.0人	JR亀山駅から鈴鹿回生病院及び近鉄平田町駅を経由して、鈴鹿中央病院を結ぶ路線であり、沿線に立地する高校生の通学や病院への通院などの利用に不可欠である。
亀山みずほ台線	7.5回	14.2人	JR亀山駅から郊外の住宅団地を経由して、近鉄平田町駅を結ぶ路線であり、沿線に立地する高校生の通学や病院への通院、中心市街地への買い物などの利用に不可欠である。
亀山椋本線	9.4回	9.4人	JR亀山駅と旧芸濃町を結ぶ路線であり、沿線居住者の通勤・通学や、沿線に立地する高校生の通学などの利用に不可欠である。

※1日当たりの運行回数及び輸送量については、令和4年度（令和3年10月～令和4年9月）の実績

## 2. 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）について

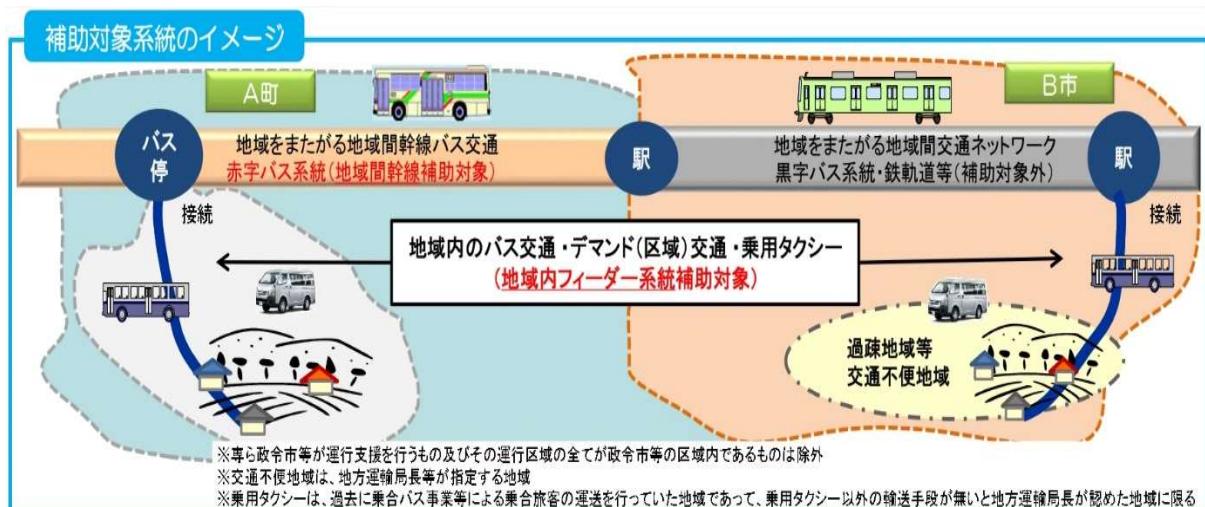
### (1) 概要

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について国が支援を行っています。

支援を受けるためには、毎年補助計画を策定する必要があり、この計画を当会議で策定し、国に提出しています。

### (2) 主な補助要件

- ・補助対象地域間幹線バス系統等に接続するフィーダー系統または過疎地域等の沿線に含む地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。
- ・補助対象期間中に新たに運行を開始するものまたは既に運行を開始しているもので生活交通確保維持改善計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するものまたは、前年度補助対象期間から生活交通確保維持改善計画に基づき運行されているもの。
- ・(輸送人員÷運行回数) の式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送量が2人以上であるもの。
- ・経常赤字であること。



### (3) 計画の認定申請から補助金交付までのスケジュール

令和5年6月	令和6年度計画認定申請	(当会議→国)
令和5年9月	令和6年度計画認定	(国⇒当会議)
令和5年11月	令和5年度補助金申請	(運行事業者⇒国)
令和6年2月	令和5年度補助金交付決定	(国⇒運行事業者)
令和6年3月	令和5年度補助金交付	(国⇒運行事業者)